

平成30年第2回

瑞浪市議会定例会議案

平成30年5月28日

目 次

承第 1 号	専決処分の承認について（平成 29 年度専第 13 号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）	1
承第 2 号	専決処分の承認について（平成 29 年度専第 14 号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について）	3
承第 3 号	専決処分の承認について（平成 29 年度専第 15 号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	11
承第 4 号	専決処分の承認について（平成 29 年度専第 16 号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	15
承第 5 号	専決処分の承認について（平成 30 年度専第 1 号 平成 30 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 号））	17
承第 6 号	専決処分の承認について（平成 30 年度専第 2 号 平成 30 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号））	19
議第 38 号	瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について	21
議第 39 号	瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	36
議第 40 号	瑞浪市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について	37
議第 41 号	瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	39
議第 42 号	瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
議第 43 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	41
議第 44 号	瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	42
議第 45 号	市道路線の廃止について	43
議第 46 号	市道路線の廃止について	44
議第 47 号	市道路線の認定について	45
議第 48 号	平成 30 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号）	46

承第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 28 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

専第 13 号

瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日 専決

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「政令で定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の20の3中「第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」を「第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

承第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 28 日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

専第 14 号

瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日 専決

瑞浪市長 水野 光 二

瑞浪市税条例の一部を改正する条例

瑞浪市税条例（昭和 29 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「第 49 条第 3 項」を「第 49 条第 5 項」に、「第 51 条第 2 項、第 53 条」を「第 51 条第 2 項、第 53 条第 1 項及び第 4 項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第37条の2第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「、同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第48条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第48条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第48条の5第1項」との次に「、
「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」とを加える。

第49条第7項中「第53条第2項」を「第53条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第53条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の

2 項を加える。

2 第 4 9 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 4 8 条の 1 6 の 2 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 5 3 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 5 3 条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第 5 1 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 5 3 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第 5 3 条に次の 2 項を加える。

5 第 4 9 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 4 8 条の 1 6 の 2 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 5 3 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 5 3 条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第51条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第55条第8項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第49条第3項」を「第49条第5項」に改め、同条第2項中「第53条」を「第53条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第53条に」を「第53条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第13項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第12項を第16項とし、第11項を第15項とし、第10項を第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号八」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の2項を加える。

12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2第8項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同

条第10項とし、同条第7項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号八に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号二に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年

国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成

32年度まで」に改める。

附則第12条の3の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）附則第13条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成30年から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 この条例の規定による改正後の瑞浪市税条例（次項において「新条例」という。）第53条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承第 3 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 28 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

専第 15 号

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日 専決

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市計画税条例（昭和 32 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加え、「、第 27 項」を削り、「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」

に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 10 項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「前 3 項」を「附則第 8 項、第 9 項及び第 11 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 9 項（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 8 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（用途変更宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの都市計画税の特例）

10 地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しない。

附則第 7 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項の前の見出し及び同項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

4 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の

規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかを別

（4） 家屋の建築年月日及び登記年月日

（5） 利便性等向上改修工事が完了した年月日

（6） 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第13項の改正規定（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。）は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市都市計画税条例の規定は、平成30年度

以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承第 4 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 28 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

専第 16 号

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日 専決

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

承第 5 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 28 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

専第 1 号

平成 30 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成 30 年 4 月 5 日 専決

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
瑞浪北中学校スクールバス運行管理業務委託料	平成30年度から 平成35年度まで	215,000

承第 6 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 28 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

専第 2 号

平成 30 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成 30 年 4 月 5 日 専決

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
駅北駐車場管理機器保守点検業務委託料	平成31年度から 平成35年度まで	3,500
駅北駐車場管理機器賃借料	平成31年度から 平成35年度まで	13,800
浪花駐車場管理機器賃借料	平成31年度から 平成35年度まで	8,000

議第 3 8 号

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 5 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例

(瑞浪市税条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市税条例 (昭和 2 9 年条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「この節」の次に「 (第 4 9 条第 1 0 項から第 1 2 項までを除く。) 」を加える。

第 2 4 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「 1 2 5 万円」を「 1 3 5 万円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 1 0 万円を加算した金額」を加える。

第 3 2 条の 3 中「扶養控除額を、所得割」を「扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2 , 5 0 0 万円以下である所得割」に改める。

第 3 4 条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 2 , 5 0 0 万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号ア及び第 2 号ア中「においては」を「には」に改める。

第 3 7 条の 2 第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「 (所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。) 」を加える。

第49条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第93条を第93条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第93条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第 9 4 条の次に次の 1 条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第 9 4 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第 3 項第 1 号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第 9 5 条第 1 項中「第 9 3 条第 1 項」を「第 9 3 条の 2 第 1 項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第 9 9 条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第 1 号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に、「製造たばこ」を「第 4 項の製造たばこ」に改め、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第 1 号に掲げの方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第 9 3 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第 9 3 条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条

第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 第95条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法

律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第95条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第96条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第97条第3項中「第93条」を「第93条の2」に改める。

第99条第1項中「第93条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第17項を同条第18項とし、同条第16項の次に次の1項を加える。

- 17 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「

第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正する。

第95条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正する。

第95条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第96条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正する。

第95条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第96条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正する。

第94条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第95条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条

第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(瑞浪市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 瑞浪市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「新条例」を「瑞浪市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第11項中「新条例第93条第1項」を「瑞浪市税条例第93条の2第1項」に改める。

附則第20項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改める。

附則第21項の表第12項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第13項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中瑞浪市税条例第93条を第93条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第94条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第95条から第97条まで及び第99条の改正規定並びに第6条並びに附則第6項から第12項までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中瑞浪市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第37条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5項の規定 平成31年4月1日

- (4) 第 2 条中瑞浪市税条例第 9 5 条第 3 項の改正規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日
- (5) 第 1 条中瑞浪市税条例第 2 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 9 条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに附則第 4 項の規定 平成 3 2 年 4 月 1 日
- (6) 第 3 条及び附則第 1 3 項から第 1 8 項までの規定 平成 3 2 年 1 0 月 1 日
- (7) 第 1 条中瑞浪市税条例第 2 4 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定 (第 2 号に掲げる改正規定を除く。) 並びに同条例第 3 2 条の 3 及び第 3 4 条の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定並びに附則第 3 項の規定 平成 3 3 年 1 月 1 日
- (8) 第 4 条及び附則第 1 9 項から第 2 4 項までの規定 平成 3 3 年 1 0 月 1 日
- (9) 第 5 条の規定 平成 3 4 年 1 0 月 1 日
(市民税に関する経過措置)

2 前項第 2 号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 附則第 1 項第 7 号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 3 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 第 1 条の規定による改正後の瑞浪市税条例第 2 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 9 条第 1 0 項から第 1 2 項までの規定は、附則第 1 項第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの期間 (以下この項

において「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 6 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 7 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第14項及び第20項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(瑞浪市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第24号)附則第8項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第11項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例(第10項及び第11項において「30年新条例」という。)第93条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第14項及び第20項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者

等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 8 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 10 附則第7項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第99条第4項及び第5項、第101条の2並びに第102条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第99条第1項若しくは第2項、	瑞浪市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9項、
第19条第2号	第99条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8項
第19条第3号	第82条の6第1項の申告書、第99条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9項の納期限

第 9 9 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 4 号）別記第 2 号様式
第 9 9 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 9 項
第 1 0 1 条の 2 第 1 項	第 9 9 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 8 項
	当該各項	同項
第 1 0 2 条第 2 項	第 9 9 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 9 項

1 1 3 0 年新条例第 1 0 0 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第 7 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

1 2 平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 1 年 9 月 3 0 日までの間における附則第 1 0 項の規定の適用については、同項の表第 1 9 条第 3 号の項中「第 8 2 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 9 条第 1 項」とあるのは、「第 9 9 条第 1 項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

1 3 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 項第 6 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

14 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

15 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第21項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

16 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

17 附則第14項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第99条第4項及び第5項、第101条の2並びに第102条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第99条第1項若しくは第2項、	瑞浪市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成3
------	-----------------	--

		0年改正条例」という。)附則第16項、
第19条第2号	第99条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第15項
第19条第3号	第82条の6第1項の申告書、第99条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第16項の納期限
第99条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第99条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第16項
第101条の2第1項	第99条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第15項
	当該各項	同項
第102条第2項	第99条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第16項

18 32年新条例第100条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第14項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

19 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前

の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

20 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

21 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

22 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

23 附則第20項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の瑞浪市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第99条第4項及び第5項、第101条の2並びに第102条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第99条第1項若しくは第2項、	瑞浪市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成3
------	-----------------	--

		0年改正条例」という。)附則第22項、
第19条第2号	第99条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第21項
第19条第3号	第82条の6第1項の申告書、第99条第1項若しくは第2項の申告書又は第140条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第22項の納期限
第99条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第99条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第22項
第101条の2第1項	第99条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第21項
	当該各項	同項
第102条第2項	第99条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第22項

24 33年新条例第100条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第20項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議第 39 号

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 5 月 28 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市計画税条例（昭和 32 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 4 4 項」を「附則第 15 条第 4 3 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 4 5 項」を「附則第 15 条第 4 4 項」に改める。

附則第 13 項中「第 4 4 項、第 4 5 項」を「第 4 3 項、第 4 4 項」に、「第 4 8 項」を「第 4 7 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議第40号

瑞浪市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について

瑞浪市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例を次のように制定するものとする。

平成30年5月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が実施する携帯電話等エリア整備事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき徴収する分担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「携帯電話等エリア整備事業」とは、携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るため、市が国の制度を活用し、当該無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置する事業をいう。

(分担金の納入義務者)

第3条 分担金は、携帯電話等エリア整備事業により設置した無線通信用施設及び設備を無線通信の業務に使用する電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。)から徴収する。

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、携帯電話等エリア整備事業に要する費用から国及び岐阜県の補助金を除いた額の範囲内において、市長が定める額とする。

(分担金の通知等)

第5条 市長は、前条の規定により分担金の額を定めたときは、その金額及び納入期限を納入義務者に通知するものとする。

2 市長は、災害その他特別の理由があると認める場合は、納入期限を延長することができる。

(分担金の徴収方法)

第6条 徴収する分担金は、市長が定める期日までに一括納入の方法により徴収する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 1 号

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 5 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年条例第 3 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号)第 4 条に規定する
免許状を有する者

第 1 0 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(1 0) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長
が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 2 号

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 5 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年
条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「障害児通所支援」を「障害児通所支援事業」に改め、同
条第 2 号中「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」に、「障
害児相談支援」を「障害児相談支援事業」に、「第 5 条第 1 7 項」を「第 5
条第 1 8 項」に、「特定相談支援」を「特定相談支援事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 3 号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 5 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例(平成 1 2 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表 7 の部 1 の項中「 3 7 , 7 0 0 円」を「 3 3 , 9 0 0 円」に改め、同部 2 の項中「 1 7 , 0 0 0 円」を「 1 5 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 4 号

瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 3 0 年 5 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
小 川 恭 司		

議第 4 5 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

平成 3 0 年 5 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1	2 1 7	釜戸中学校線	釜戸町字苅宿 3 3 6 1 番 1 地先 釜戸町字苅宿 3 3 6 1 番 3 地先	

議第46号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

平成30年5月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1	1316	刈宿4号線	釜戸町字刈宿3363番12地先 釜戸町字刈宿3365番5地先	

議第 4 7 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 3 0 年 5 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1	1 6 5 9	刈宿 4 号線	釜戸町字刈宿 3 3 6 1 番 1 地先 釜戸町字刈宿 3 3 6 5 番 5 地先	

議第 4 8 号

平成 3 0 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 , 2 7 6 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 5 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		73,306	3,031	76,337
	1 分担金	15,059	3,031	18,090
14 国庫支出金		2,872,481	1,358	2,871,123
	2 国庫補助金	1,045,215	1,358	1,043,857
15 県支出金		1,151,953	22,949	1,174,902
	2 県補助金	536,659	21,824	558,483
	3 委託金	75,702	1,125	76,827
18 繰入金		427,089	27,964	455,053
	1 基金繰入金	399,212	27,964	427,176
20 諸収入		385,150	19,886	365,264
	4 雑収入	268,994	19,886	249,108
21 市債		2,595,800	2,700	2,593,100
	1 市債	2,595,800	2,700	2,593,100
歳入合計		17,246,000	30,000	17,276,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,670,939	27,280	1,698,219
	1 総務管理費	1,335,290	27,280	1,362,570
3 民生費		5,052,944	3,286	5,056,230
	3 生活保護費	213,057	3,286	216,343
6 農林水産業費		490,022	10,500	500,522
	1 農業費	460,268	10,500	470,768
10 教育費		4,047,546	11,066	4,036,480
	2 小学校費	181,333	11,066	170,267
	6 保健体育費	454,668	0	454,668
歳出合計		17,246,000	30,000	17,276,000

